

「涼み処かしわざき」募集要項

1. 趣旨

柏崎市では、熱中症対策として「涼み処かしわざき（外出時に暑さを避ける市民のため、一時的な休憩所として提供する施設をいう。）」を設置しています。

「涼み処かしわざき」として、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける市内の民間施設等を募集します。

2. 募集要件

以下の(1)～(4)の全てを満たす施設

- (1) 適当な冷房施設を有し、定期的なメンテナンスを行っている。
- (2) 営業時間において、市民等を受け入れ、滞在者が適切に滞在できる空間がある。
- (3) 熱中症予防のため、水分補給等の飲食が可能である。
- (4) 熱中症応急処置について、対応できる体制がある。

※熱中症の応急処置（別紙）に基づいた対応が行える。

3. 確認事項

以下の、(1)～(5)を確認の上、申し込みください。

- (1) 申込書の内容等について、審査を行います。公序良俗に反する等、当事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、涼み処としての登録をしない、または取り消す場合があります。
- (2) 設置の際は、市のホームページ等で公表します。また、市が用意する涼み処表示等の掲示をお願いします。
- (3) 涼み処の滞り者への対応は、各施設でお願いします。
- (4) 冷房設備の電気代等、設置に伴う施設運用に必要な経費は、各施設において負担していただきます。
- (5) 涼み処を利用した滞り者等が施設等に損害を与えた場合であっても、本市は責任を負わないものとします。

4. 開設期間

涼み処の開設期間は、毎年6月1日から環境省の熱中症警戒アラート等の運用期間終了(概ね10月第4週の水曜日)までとし、各施設の実情に合わせて受入可能期間を設定して実施できます。

5. 新規の登録と更新

新規の登録に当たっては、申込の手続きが必要となります。

既に登録済みの施設については、解除の申出が無い場合には、更に1年間自動的に更新されるものとします。

6. 登録の解除

登録を受けた施設が、「2. 募集要件」及び「3. 確認事項」を満たさなくなった場合または登録を受

けた施設の管理者から登録の解除の申出があった場合は、「4. 開設期間」の間であっても登録を解除するものとします。

7. 募集期間

広報かしわざき 4月号で募集案内をします。開設期間中であれば、応募を受け付けます。

8. 申請方法（新規申請・変更届出・廃止届出）

別紙申請用紙に必要事項を記載の上、柏崎市スマート申請、電子メール、ファクス、持参、郵送のいずれかの方法によって、下記のとおり提出してください。

【提出先】〒945-0061 新潟県柏崎市栄町 18 番 26 号 柏崎市福祉保健部健康推進課（柏崎市元気館 2 階）

【電子メール】kenko@city.kashiwazaki.lg.jp 件名を「涼み処かしわざき申込」としてください。

【ファクス】0257-22-1077

9. 申請後の流れ

申請後の流れは、次のとおりです。

- (1) 柏崎市福祉保健部健康推進課にて受領
- (2) 申請内容の審査
- (3) 審査結果の連絡（概ね 1～2 週間で返答）
- (4) 涼み処施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) 涼み処の運用開始

10. 物品の配付

涼み処かしわざきに登録した施設に対して、次の物資を配付します。

- (1) 涼み処かしわざきの表示看板及び注意事項
- (2) 熱中症の応急処置のマニュアル

11. 涼み処かしわざきの看板表示の使用について

町内会など対象者限定で涼み処かしわざきを開設する際でも、涼み処かしわざきの表示が使用できません。ただし、看板表示を使用する場合は健康推進課までご連絡ください。

<問合せ先>

〒945-0061 柏崎市栄町 18 番 26 号（元気館）

柏崎市健康推進課地域保健係

電話 0257-20-4214